

令和7年度「東京都環境影響評価審議会」第二部会（第3回）議事録

■日時 令和7年9月22日（月） 午後3時30分～午後4時36分

■場所 対面及びオンラインの併用

■出席委員

片谷会長、宗方部会長、愛知委員、安立委員、尾崎委員、袖野委員、羽染委員、廣江委員、水本委員、森川委員、保高委員、渡邊委員

■議事内容

環境影響評価書案に係る質疑及び審議

（仮称）グローブライドみらいフィールドプロジェクト【2回目】

⇒ 選定した項目【大気汚染】【騒音・振動】【土壤汚染】【地盤】【水循環】【日影】【電波障害】【景観】【自然との触れ合い活動の場】【廃棄物】及び【温室効果ガス】について、質疑及び審議を行った。

令和 7 年度
「東京都環境影響評価審議会」
第二部会（第 3 回）
速記録

令和 7 年 9 月 22 日（月）
対面及びオンライン併用

(午後3時30分 開会)

○石井アセスメント担当課長 それでは、定刻となりましたので、東京都環境影響評価審議会第二部会を始めさせていただきます。

本日は御出席いただき、ありがとうございます。

本日の進行は、アセスメント担当課長の石井が務めます。

それでは、本日の委員の出席状況について、事務局から御報告申し上げます。現在、委員12名のうち12名の御出席をいただいており、定足数を満たしております。

これより、令和7年度第3回第二部会の開催をお願いいたします。

なお、本日は傍聴の申し出がございます。

それでは、部会長、よろしくお願いいいたします。

○宗方部会長 では、会議に入ります前に、本日は傍聴を希望する方がおられます。

なお、本会議の傍聴はウェブ上での傍聴のみとなっております。

それでは、傍聴人の方を入室させてください。

(傍聴人入室)

○石井アセスメント担当課長 傍聴人の方が入室されました。

傍聴人の皆様にお知らせします。本日の審議会の資料については、適宜画面に投影するほか、環境局のホームページに掲載しておりますので、必要に応じて御覧ください。

○宗方部会長 ただいまから、第二部会を開催いたします。

本日の会議は、次第にありますように、「(仮称) グローブライドみらいフィールドプロジェクト」環境影響評価書案に係る質疑及び審議の2回目となります。

それでは、次第1の「(仮称) グローブライドみらいフィールドプロジェクト」環境影響評価書案に係る質疑及び審議を行います。

まず、事業者の方に御出席いただきます。事業者の方は入室してください。

(事業者入室)

○宗方部会長 よろしいですか。

では、本事業の審議につきましては、4回審議予定の2回目となります。

事業者出席は、今回を含めてあと2回予定しています。今回は2回目の審議となりますので、委員の皆様には前回の御議論を踏まえて、御担当いただいている評価項目について十分に議論を深めていただきたいと考えております。

本日の進め方ですが、最初に事務局から前回の審議内容を説明していただきます。説明

の後に、事業者に対する質疑を行います。

では、事務局から資料の説明をお願いいたします。

○石井アセスメント担当課長 それでは、3ページの資料1を御覧ください。

資料1は、前回の部会における審議の内容を整理したものとなります。

委員からの質問事項等を環境影響評価項目ごとに、【大気汚染】【騒音・振動】【土壤汚染】【地盤、水循環 共通】【景観】【廃棄物】【温室効果ガス】【その他】の順序で取りまとめており、合計17件となりました。

前回の指摘、質問事項等は、取扱い欄に前回の日付として「8/19」と記載しています。
それでは、要約して内容を御説明いたします。

【大気汚染】の番号1として、「大気汚染の発生源に守衛棟が入っているが、それほど大きくないのに、なぜ工事期間が長いのか。」という質問があり、事業者からは「新工場棟とともに水槽試験室と守衛棟についても同時並行で行うため、それほど長い期間やるわけではない。」との回答がございました。

【騒音・振動】の番号1として、現在の工場の稼働状況と、新工場が建ったときの稼働状況の変化について質問があり、事業者からは「予測評価上、24時間の稼働を予定しているが、実際は工場棟の一部エリアだけの稼働であり、音の種類や時間などが大きく変わるような計画ではない。」との回答がございました。委員からは「今の状況からどう変わるのが図書から読み取れないことに、市民から一種の不安を持たれているかと思うので、十分に説明していただきたい。」との意見がございました。

【騒音・振動】の番号2として、夜間の車の出入りについて質問があり、事業者からは「従業員や車の移動も従来と変わらない。」との回答がございました。

【騒音・振動】の番号3として、「振動の予測評価がかなり低いレベルなので、事後調査での測定が難しいとは思うが、評価できるよう検討していただきたい。」との御意見があり、事業者からは「工事中はもちろん、供用後においても、敷地境界での騒音・振動をきちんと確認していきたい。」との回答がございました。委員からは「大気汚染と騒音についてモニタリングを求める声が出ているため、稼働し続けるのであれば、細かな情報提供をしてほしい。」との意見がございました。

【騒音・振動】の番号4として、評価に当たり、防音壁の効果をどのように予測しているのか質問があり、事業者からは「解体工事の予測として入れているが、完了後の予測には入れていない。苦情があれば防音壁で囲い直すことは可能である。なお、主な原因とな

るコンプレッサーは屋内設置をしており、さらに必要であれば屋内の防音効果を高めるような対策が可能である。」との回答がございました。

【騒音・振動】の番号5として、水槽試験室からの発生音について質問があり、事業者からは「ポンプの稼働音が考えられるが、基本的に大きな音は発生しない。」との回答がございました。

【騒音・振動】の番号6として、「夜間騒音の影響は健康影響の入り口となるので、住民の健全な生活を守る意味でも、少し違う視点でも検討していく姿勢で接してほしい。」との意見がございました。

【土壤汚染】の番号1として、「土壤汚染に関して適切に対応いただけるということであれば問題ない。法令の手続が必要な場合はしっかりと対応していただきたい。」との意見がございました。

【地盤、水循環 共通】の番号1として、雨水浸透貯留槽から後の、この地域の雨水の流れについて質問があり、事業者からは「以前より冠水しやすい地域であり、導水管を引いて改善された経緯のある地域である。今回の工事に伴う雨水浸透貯留槽などの整備により、現状より改善されると考えている。また、位置や容量については市とも調整している。」との回答がございました。

【地盤、水循環 共通】の番号2として、各井戸の地下水の採水位置についての質問と、「揚水についてなぜ大丈夫なのか、分かるようにしたほうがよい。」との意見があり、事業者からは「3号井戸については採水位置の確認が取れていないこと、揚水量は既存の1.5倍を予測条件としているが、適正揚水量の比較により余力があることを確認しており、大きな地盤の変化などはないだろうと考えている。」との回答がございました。

【景観】の番号1として、水槽試験室の高さと水槽のガラス面の向きについて質問があり、事業者からは「釣竿の強度試験のためにはどうしても高さが必要であり、現状の設計では建物高さは下げられない。また、水槽自体は屋内に設置するため、外からガラス面が見えることはない。」との回答がございました。

【景観】の番号2として、「水槽試験室を青天井にしたらどうか。」という意見があり、事業者からは「安全上の問題から天井を張る必要があるので、現計画としている。」との回答がございました。委員からは「高さの変更が難しいのであれば、配置等の配慮について極力検討をお願いしたい。」との意見がございました。

【廃棄物】の番号1として、建設発生土について質問があり、事業者からは「場内での

再利用もあると思うが、予測上は最大影響を見るため、全量場外搬出としている。」との回答がございました。

【温室効果ガス】の番号1として、太陽光発電の設置について質問があり、事業者からは「屋上の一部に設置するが、効率のよい場所や向きを検討している。」との回答がございました。

【その他】として事業者の姿勢についての御意見や、緑化についての御意見がございました。

資料1の説明は以上となります。

○宗方部会長 ありがとうございます。

では、前回の質疑応答について修正などがございましたら、委員の皆様から御発言をお願いいたします。

なお、発言される際には、最初にお名前をお願いいたします。

また、事業内容や評価書案に関する質問については、この後の事業者の方との質疑応答のときにお願いいたします。

会場でもオンラインでもいらっしゃいませんね。

(無し)

○宗方部会長 では、進めます。

5月の質問時に愛知委員から質問のあった既存井戸のストレーナーの位置について、事業者から回答があると伺っておりますので、その御説明をお願いできますか。

○事業者 環境管理センターと申します。こちらのほうで画面を共有いたしまして御説明いたします。

こちらは見えておりますでしょうか。

○愛知委員 見えています。

○事業者 こちらが1号井戸から3号井戸までの第1スクリーンや揚水ポンプ、井戸底の図面の比較になります。

記載のとおり、3号井戸につきましてはスクリーンの位置が不明となっておりまして、しかしながら、第2スクリーン、第3スクリーンの1号井戸から2号井戸につきましてはおおむね同じ位置にあります。かつ、揚水ポンプにつきましてもおおむね50m前後であり、井戸底も86m、99m、105mと、おおむね同じ構図であることから、基本的には3号井戸も同じ位置にスクリーンがあるものと思われます。

しかしながら、不明であり、正確ではございませんので、アセスには記載しませんで、
基本的には、アセスにおきましては適正揚水量との比較によって評価することとしており
ます。

以上になります。

○事業者 環境管理センターです。

今の御説明に、前後も含めて補足をさせていただければと思います。

まず、1号、2号井戸というのが、今グローブライドの工場があるところで使っている
井戸でございます。3号井戸というのが、東側に近年新たに取得した敷地、他事業者が持
っていた井戸でございまして、そちらの敷地を取得したときに3号井戸もグローブライド
が取得して、東久留米市に届出も出しておますが、あまりにも古い井戸で、その井戸の
機材自体は平成の1桁頃の記録のようで、市の届出書類も確認したのですが、そちらでも
ストレーナーの位置ははっきりとは記載されておりません。

ただ、そちらを見ますと、揚水ポンプの置いてある深度、それから、井戸の長さ自体も
おおむね同じようなところを狙って作られたのだろうなと推測はできますが、はっきりと
は分からなかったというのが結論でございます。

先ほど述べたとおり、限界揚水量、適正揚水量の観点から、1号、2号井戸を今後使っ
ても問題はなかろうと計画しているところでございます。

補足です。以上です。

○宗方部会長 ありがとうございます。

愛知委員、今の御説明でよろしいでしょうか。

○愛知委員 ありがとうございます。大丈夫です。

○宗方部会長 御確認ありがとうございます。

それでは、事業内容や評価書案に関して、事業者の方との質疑応答を行うことといたし
ます。

委員の方から御質問や御意見をお願いいたします。

では、森川委員、お願いします。

○森川委員 大気汚染を担当しています森川です。

大気汚染ですが、アスベストの話が出ていなかったかなと思ってお聞きをしようと思
います。

解体される工場、グローブライドでないほうの取得されたところでアスベストがあるよ

うな話を現地視察のときに伺っていたのですが、評価書ではアスベストのところを、どこにあるのかというのを調査した上で解体に臨むというように書いてございますが、大体もうどの辺りで使われているとか、どの程度のものがどんなところにというのは、少しずつ分かっておられるのでしたか。

やはりアスベストを含む建材とか解体のときは、結構心配というか、きっちりマニュアルも決まっていて、きちんとやられるとは思いますが、時期とか、「いつからいつまでやりますよ」とか、そういうのをきちんと実際にやるときに周知していただければいいかなと思っています。

以上です。

○事業者 ありがとうございます。環境管理センターでございます。

まず、アスベストにつきましては、御指摘のとおり、評価書案のほうに記載を少し足しておりますとして、事業計画の30ページに、全体の方針としまして、本事業に伴って解体予定の建築物は、事前の資料調査によりアスベスト含有建材を含むことが明らかであり、事前調査（現地調査）を行って、適切に把握した上で、関係法令に基づいて適正処理するという方針をまず30ページに書かせていただいております。

さらに、廃棄物の項目でより細かい情報も載せておりまして、本編の323ページを御覧いただければと思いますが、今御指摘のありました、どの工場にどういったものがあるのかという概要をそちらに記載しております。

解体予定の第一工場には、例えば配管、ダクト、壁などに石綿含有建材が使われていることを確認しておりますので、これらにつきましては、東京都の出されている飛散防止対策マニュアル等に沿いまして適切な現地調査を事前にやった上で、安全を確保して撤去するという計画にしてございます。

○森川委員 ありがとうございます。よろしくお願ひいたします。

○宗方部会長 では、手を挙げた順番ということで、渡邊委員、お願ひいたします。

○渡邊委員 はい。温室効果ガスを担当しております渡邊と申します。よろしくお願ひいたします。

前回ちょっと都合がつかなくて欠席してしまったので、太陽光発電について既にコメントが出ているということですので、重ならないようにと思っていますが、前回の議論が分からないので、もし重なってしまったら申し訳ないですが、幾つか教えていただきたいことがあります。

まず、私が見逃しているかもしれないですが、既存工場で52,000kWh／年、新工場の予定が110,000kWh／年になっているのですが、これが使用されるエネルギーのどの程度を占めているのかということについて教えていただきたいということがまず1点ですね。

使用するエネルギーは電気と書かれているので、ガスは使用されない。多分温水も使われると思いますが、全て電気で賄われるという理解でよろしいですかというのが2点目。

3点目が、今拝見していると、新設する工場の建築面積が6,960m²で、既存は7,400m²になるのですが、それにしては既存の太陽光が少ないのか、それとも、新設のほうが、先ほど「部分的に」とおっしゃっていましたが、かなり屋根の表面を埋めるような形で考えられているのか、ちょっと尺が合わないので、そこについて今どういう状況になっているのか、既存についてどのような状況になっているのかというところを、まず教えていただきたいというのが3点目。

ひとまずこの3点について御質問したいと思います。

○事業者 環境管理センターです。

まず先に3つ目の御質問で、既存工場と将来計画とを比較して、基本的に新工場棟のほうが2倍ほど太陽光パネルを置く計画になっておるのですが、既存工場のほうが大きく1号、2号、3号という3つの建物がございますが、今の段階では3号棟だけに太陽光を置いているような形でございます。なので、単純に面積比率で増えるという形ではございません。

○渡邊委員 分かりました。1点目、2点目も今お答えいただけるのですか。それでしたら併せて今の御回答についてもまた新たに質問したいと思います。1点目、2点目は今御回答いただけるのですか。

○事業者 はい。ガスは使わないのかというお話をございましたが、既存の工場も、新しい工場も、釣り用品、リールを作る関係上、いわゆる事務室、給湯室的なガスの利用はございますが、商品製造過程で大きくガスを使う計画ではなく、電気がメインという形になってございます。

1つ目の御質問の、太陽光発電による削減量が今回の削減量のうち何%程度かというお話をございますが、ちょっと今、正確なパーセンテージではないですが、評価書本編の360ページに今回の温室効果ガスの削減量の計算過程、内訳を出しておるところがありまして、今回新たに設置する新工場棟で1,371t-CO₂／年、それに対して、太陽光発電設備による削減量が80t-CO₂／年という形になっておりますので、全体的な割合としてはそれ

ほど高くはないです。

削減量971 t-CO₂／年に対して太陽光パネル80 t-CO₂／年ですので、およそ10%以下ですかね。削減量のうち9%ぐらいかと思います。

○渡邊委員 削減量のうちというところではなくて、全体で使用する電気のどの程度をこの太陽光発電で賄えるのかということを教えていただきたかったのですが。

意図としては、基本的に脱炭素化に向かうということになっているので、そうするとエネルギーは基本的に再エネ（再生可能エネルギー）で供給していただく、しかも電気がメインで、ガスはほとんど使わないとおっしゃっているので、電気を再エネ化すればそれで脱炭素に向かうわけですよね。

なので、これがどのくらい自給ができる、自給するのか外から買ってくるのかにもよりますが、これでどのくらい賄えるのかというところが計算として出てくると、脱炭素化にどのくらい向かっているのかということが、こちらとしては評価しやすくなるのですね。

併せて、もし新工場で載せる分が足りないのだったら、既存工場に余っている屋根があるのだったら、そこにも載せていくっていただくとか、あと、駐車場も屋根があるのかどうかよく分からぬですが、屋根をつければ駐車場のところにも設置できるかとか、そういう話になってくるので、今伺っているのですが。

○事業者 環境管理センターです。ありがとうございます。

御指摘をいただいたところ、今正確な電気使用量と、それに対する割合を出すのが難しいので、保留させていただければと思います。持ち帰らせていただければと思います。

○渡邊委員 では、次回までにお伝えいただければと思います。

そこは非常に重要なところなので、太陽光発電を載せてていますというだけで、あとかなりの部分を外から、しかも再エネでないものを買ってきているということになると、あまり脱炭素化に向かっていないということになってしまふので、そこはきちんとデータで出していただきたいと思います。

あとはそれ次第で、駐車場の屋根の利用とか、既存建物の空いているところの利用とか、そういったところもお考えいただければと思います。

参考までに伺いたいのですが、既存の3号棟に太陽光はいつ載せられたのですか。

○事業者 グローブライドと申します。

今の御質問については、正確にいつというのを明確にお答えできないかもしれないですが、恐らくFIT制度の始まった2012年頃と記憶をしております。

○渡邊委員 分かりました。もう13年ぐらい経っているということですね。ありがとうございます。

以上です。

○宗方部会長 ありがとうございます。

では、羽染委員、お待たせしました。

○羽染委員 廃棄物担当の羽染です。

私からそれでは2点質問をさせていただきたいと思います。

1点目は、先ほど森川委員が質問されたアスベストの件ですが、私も視察のときに「どの辺にアスベストが入っているのですか。」という確認をして、「この建物です。」というのは教えていただいたのですが、森川委員が心配されるように、やはりアスベストに関しては厳しい法規制がかかっていますので、慎重に取り扱っていただきたいというのがまず1点目です。

評価書案の27ページに解体予定の建築物というのがありますが、これを見ますと令和8年4月から解体予定というのが示されていますので、スケジュールを想定すると今年度中にはアスベストの調査が終了するのかなと思われますが、1点目はその辺のスケジュール感はどうなっていますでしょうかという点です。

まずは1点目からよろしくお願ひします。

○事業者 グローブライドです。

御質問のアスベストの調査につきましては、もともと隣接地の建屋についての調査というのは、当時所有されていた事業者のほうで調査を実施されていて、そちらの書類を当社として引き継いでおります。

その調査の中で一部調査ができていないような部分がありましたので、そちらについてはその後、おそらく一昨年ぐらいになるかと思いますが、追加の調査をしておりまして、そちらの書類も今手元にある状態と把握しております。

○羽染委員 では、事前調査を万全に、今の法制度で行われたと理解してよろしいのですか。

○事業者 こちらとしてはそのように認識をしております。

○羽染委員 そうですか。いわゆる解体で紛れ込まないような、十分な事前準備をもって解体工事を行っていただいて、解体した場合には適正に廃棄物が処理されるという流れをきちんと作っていただきたいというのがお願いでございます。

では、1点目は終わりとして。

2点目ですが、「グローブライドみらいフィールドプロジェクト」の評価書案に係る見解書というのをいただいた見ていましたが、新工場棟とか、水槽試験室が「セットバックを検討しています。」という表現が何か所かに書いてあるのですが、その辺のいわゆる実現度はいつ頃固まるのかというのと、見解書に書かれていますのである程度は可能だろうと思いますので、特に水槽試験室に関しては、隣接住居とかなり接近していますので、その辺のお考え、今後の予定をお聞かせいただければということです。

それが2点目です。

○事業者 ありがとうございます。

まず、敷地内での建物のセットバックの件につきましては、近隣住民の方に極力配慮できるようにという形で、今設計の計画を行っている中でも、どれぐらいそういった対応ができるかというのは検討しておりまして、徐々に検討も進んでまいりましたので、今時点でいつというところを明確にはお答えできないですが、できるだけ近隣の方に配慮させていただく対応を何がしか取りたいと思っております。

特に水槽試験室につきましては、圧迫感の出てしまう建物ですので、できるだけ配慮したいと考えております。

○羽染委員 評価書案の段階ではなかなか無理かもしれません、評価書の段階ではぜひその辺の懸念を解消できるような御回答がいただければと思います。

私からは以上です。

○宗方部会長 ありがとうございます。

では、袖野委員、お願いいいたします。

○袖野委員 3点ございます。

1点目は伐採樹木の件ですが、聞き漏らしていたら申し訳ないですが、結構たくさんの樹木を伐採する計画になっているのですが、緑地計画のほうもしっかりされているということで、実際のところ、切ってしまう木とこれから増やす木だと、工事前と後では緑の量はどうなっているのでしょうか。

やはり高木は重要ですので、切らずに済む方法というようなことを配慮されていたのかどうかというのが1点目です。

2点目は廃棄物のところですが、評価書の341ページに廃棄物の種類と排出量の表がありまして、表8.10-24ですが、その他というのは何を指しておられるのか教えていただきたいと思います。

廃棄物の処分方法のところで「焼却（熱回収）」となっているのですが、熱回収を再資源化に含める場合もありますが、含めない場合もありますので、やはり再資源化のほうを優先順位としては高くしていただきたいと思います。

その他の処分方法を見ると安定型処分場とあるのですが、安定5品目を想定しておられるのか、その辺がよく分からなかったので、教えていただければと思います。

3点目が、特別管理廃棄物のところで、アスベストについて先ほど御説明いただいたいるのですが、フロン類についても廃棄物のところでも言及されておられて、特別管理廃棄物等のところに入っているという整理なのだと思います。

ここで御記載いただいているように、配管のほうを切ってしまうとそこからフロンが漏れてしましますので、工事の着手前と御記載いただいているが、そのような形でフロンの回収を実行いただければと思います。

以上です。

○事業者 竹中工務店です。

最初の伐採樹木ですが、この評価書案の段階では、既存の樹木を全部伐採して新規樹木を植えるという形で計画をしておりました。

ただ、今後、樹木医が入りまして、どの樹木が健康か、どの樹木が切らないといけないか。そういういたあたりを判断して、残せる樹木はなるべく残すというところで計画を進めたいと思っております。

○事業者 環境管理センターです。

先にフロン類の件ですが、評価書で行きますと344ページ、表8.10-27に整理してございますが、現存する施設で、マルチエアコン等でフロン類が使われているということが分かっておりますので、こちらについては撤去するとき、解体するときに、事前にアスベスト類と同様に事前調査、現地調査を実施しまして、適正に処理処分するという計画としてございます。

先ほど表8.10-24がありました、廃棄物の分類のその他についてですが、今これというのがないですが、それぞれの品目の中で複数組み合わさったようなものとか、分離が難しいようなもののイメージでございますが、混合廃棄物とどう違うかというと、確認させていただければと思います。

○袖野委員 承知しました。

○宗方委員 よろしいでしょうか。

ほかにございますでしょうか。では、廣江委員、お願ひします。

○廣江委員 騒音・振動をしています廣江と申します。

前回大体環境の基準的なところは伺ったのですが、住民からの御意見とかを読みますと、やはり先ほどから建物が近いということや、そこから出る騒音・振動の影響というものをゆえに心配されているところがあるのですが。

表で載っている値が環境基準に対して、あるいは、規制基準に対して、ある程度下回っていることは現状、調査や予測で分かのですが、ちょっとお伺いしたいのが、平日と休日による差は何の原因で出てきているとお考えでしょうか。

例えば騒音のほうも、施設の騒音もB、C、Dの3地点で測られていますが、曜日によって結構なレベル差があるということなので、現状と変わらない工場運営になるということであれば、当然、平日と休日にこれだけの差が予想されるような何らかの発生音があるのか。

あるいは、低周波音も、規制よりは低いのは分かりますが、休日と平日を比べると20dB以上の差があるのですが、この原因が何で、既存工場はそうだけれども、新しい工場に変わったら大丈夫なのだというところがもう少し読み取れたほうがいいかなと思いまして、曜日の差について分かる範囲で御説明いただけないでしょうか。

○事業者 ありがとうございます。環境管理センターでございます。

評価書案で行きますと122ページに、今御指摘のあったとおり、騒音・振動、施設騒音の調査結果、平日休日と並べてございますが、確かに平日と休日で差がございます。

正直これだという特定までしているわけではありませんが、現地調査のとき当然現場を見ておりますし、周辺の状況もよく見ておりますが、今回こちらのグローブライドの工場は工業系の地域に位置しておりますし、道路を挟んで東側には別の事業者の工場がございました。そちらが平日は稼働しておりますそちらが一つの音源、振動源であったのかなというところでございます。

ただ、そちらの工場はごく最近閉鎖されたと聞いておりますので、現状とまた別なのかもしそれませんが、そういったところと。

あと周辺はやはり住宅が複数位置していて、道路も結構車の往来があるところでございますので、そういう意味でベースが上がる要因としてはあるのかなと考えております。

○廣江委員 今おっしゃられたのは、B、C、Dの施設騒音・振動、あるいは、低周波音調査のどの地点のことでしょうか。

○事業者 今私が、他工場が接していると言ったのは、Cのところが近いですね。

そうですね、Dはほぼ民家とコンビニ、あと、少し距離がありますが、計画地の南東の交差点には運輸業、配送業の集荷場みたいなところもございます。

○廣江委員 分かりました。

そうしますと、やはりちょっと解せないのが128ページの低周波音の、感覚閾値よりも下なのは十分分かっているのですが、D地点の昼間、平日92dB、休日71dBですね。20dB近い差があってですね。感覚閾値というのがやはり住民の方々にはなかなか理解していただけないのだろうなと思いますが、この大きな92dBという値を見ると、都民意見にありますように、南東側では高い値を現地調査でも出しているので、新工場でもやはり心配であるという意見が出てきても仕方がないのかなと。これら辺はやはり、もう少し丁寧な御説明があつてもいいかなと思いました。

もちろん感覚閾値以下であることは十分に分かっていますので、ただ、何度も申し上げますように、音・振動は2つの側面がありまして、感覚公害という、いわゆる感じて、聞こえてというところでも、それが低周波音かどうか分からぬですが、やはり気にしてしまうというところと、24時間稼動ですので眠りに影響があると、これも感覚公害ではなく健康影響の入口になりますので、建物がより近くなるという変化に対する不安があつて、そういう意見が出てきているところだと思います。

もちろん値がちゃんと下回っていれば問題ないというか、十分な説明になっているのは理解しているのですが、これは専門家と事業者との意見交換ではなく、アセスはあくまで事業者から住民への説明でありますので、その点をもう少し丁寧に分かりやすく説明していただいたほうが、おそらく今後の工事や、施設が稼働した後の住民との関わりが非常にスムーズに行くのではないかと思いますので、この点をもう少し何らかの形で御説明をしていただけるといいかなと思いました。

以上です。

○事業者 環境管理センターでございます。御指摘ありがとうございます。

御指摘のとおり、確かに地点Dというのは感覚閾値、基準とした値よりは下回っておりますが、ほかの地点よりも高く出ておりますので、我々としても十分留意する地点として捉えさせていただきまして、アセスの手続の中で事後調査というのもしっかりとやっていきますし、もちろん住民様への配慮というのも、単に基準がオーケーだからという話ではなくて、日常生活、それから睡眠とかに決して障害がないように極力配慮すると、きちんと

事後調査でも確認をして、工場からの悪影響が大きくならないように努めてまいりたいと思います。

○廣江委員 よろしくお願ひします。

ちなみに、この調査、測定したのは、新たに取得した事業者はもういない状況での調査なのですよね。

○事業者 環境管理センターです。

新たに取得したところというのは、もう引き払った後、購入した後でございます。現地調査のときというのは、東側の、過去の事業者がいなくなって、グローブライドとしてはおおむね倉庫として使っているような状況で、東半分はあまり稼働のない状況ではございます。

○廣江委員 分かりました。

ということは、やはりグローブライドの現状が反映された計測結果であったということを踏まえて、十分に御説明いただければと思います。よろしくお願ひいたします。

○宗方部会長 私から少々。私は景観とか日影に関係しております、先ほどの水槽の問題はもう羽染委員から御指摘いただいたので、御検討いただきたいということだけですが。

先ほど袖野委員に対する御回答の中で、既存の樹木は全部伐採しないで、樹木医を入れて残せるものは残すというような方針になられたということ、非常にいいことだと思いますが、こういったことは住民の方への説明は予定されているのですか。

「新しくできます。一旦更地です。」ではなくて、既存のものでも住民の方々が景観として何かしら愛でているものは残すといった態度は、住民に対する姿勢としては非常に好ましいことだと思いますが、そういったことも、アピールと言うとちょっと言葉はよくないですが、何か御計画されているか、教えてください。

○事業者 グローブライドでございます。ありがとうございました。

今の御質問に関しては、ぜひ今後、まだ実際にいつ、どんな説明だと決まっていませんが、その中ではきちんと御説明して、一つでも多く理解をいただけるようにしたいと思っております。

○宗方部会長 私は現地視察へ行けなかったので実態は把握していないのですが、昔からあるものであればそれなりに地域にとっては貴重なものとして認知されていることも多々あると思いますので、そういったことへの御配慮をぜひお願ひいたします。

また渡邊委員、お願ひいたします。

○渡邊委員 すみません、追加で。先ほど既存建物の太陽光に関しては2012年頃とおっしゃっていたと思いますが、F I T案件だったという理解でよろしいのでしょうか。参考までに伺いたいというのが1点と。

もう1つは、ちょっと細かいことですが、今リール加工・組立ライン等については図解で説明もいただいているのですが、プロセスのどこでどの程度の排出が予測されるのかというところを、ブレークダウンをして示していただくことができるのかどうかという点が2点目です。

ちなみに、塗装に関しては、「新工場では試験的な塗装はするけれども、基本的には外注する。」と書かれているので、ここでのプロセスでの排出をあまり考えなくていいということでおろしいのでしょうかということも、確認をお願いします。

○事業者 グローブライドです。

まず1点目の御質問の太陽光の売電につきましては、こちらは今3号棟の一部の屋上で太陽光パネルを設置しております、設置をした当初から売電という形で継続して行っております。ですので、自社では今使っていないという現状になります。

○渡邊委員 ではF I Tで買い取ってもらっている、そういう理解でよろしいですね。

○事業者 買取り制度を利用させていただいているという現状になります。

○渡邊委員 分かりました。

○事業者 それから、2点目のリールのプロセスにつきましては、評価書案の22ページに写真と一緒に記載をさせていただいておりまして、こちらの表に沿って説明をさせていただきますと、現状、既存の工場では、まず、リール、糸巻機の部品を買ってきてきたものを組み立てるという、そういった作業と、その前工程になりますが、金属を旋盤とか切削の機械で削り出しをするという加工、この2つを主に大きく工場で行っております。

資料にある塗装、表面処理というところにつきましては、現状の量産の工程では、自社では行っておりませんで、主に協力会社等の外部で実施をしていただいております。

ただし、一部、新製品であるとか開発の工程で、自社内に塗装ができるエリアが今ありますので、そちらにおいて塗装の作業も一部発生しているという状況です。ただ、量につきましては非常に少ないので、環境への影響は大きくないと考えております。

このような御説明でよろしいでしょうか。

○渡邊委員 どこで一番排出されるのですか、温室効果ガスって。あるいは、どこが一番エネルギー利用が多いですか。

○事業者 エネルギー使用というところでいきますと、やはり工場の機械設備の稼働、それから、非常にエリアとしては広いので、そこに使用する空調機ですね、こういったところで主なエネルギーを使用しております。

○渡邊委員 分かりました。

そうすると、機械加工と組立とあると思いますが、どちらでもエネルギー使用量は多いと考えてよろしいのですか。どこの部分で集中してエネルギーを利用するということではなく。

○事業者 そうですね。工場につきましては、今言われた加工と組立を比較すると、やはり大型機械が多い加工の工程で消費電力が多いと思っています。

また、リールだけではなくて、現状、竿の工場もございますので、こちらでもやはり工場の作業で機械とか空調でエネルギーを使用しているという状況です。

○渡邊委員 それは既存の工場でも新設でも、同じようなプロセスになるということでよろしいのですよね。

○事業者 新工場については、リールの工場を今予定しておりますが、工程については変更がないと考えています。

○渡邊委員 分かりました。ありがとうございます。

○宗方委員 ありがとうございます。

まだ御発言いただいている委員から。では尾崎委員、お願ひします。

○尾崎 電波環境を担当しています尾崎でございます。

今の渡邊委員の質問に関連しますが、年間発電量というのは太陽光発電で、既存で52,000kWh／年、新工場棟の屋上で110,000kWh／年、これは平均ですよね。平均の年間発電力量、エネルギー量ということでいいですよね。

ちょっと気になったのは施設計画、「24時間、365日の稼働を計画している。」と書いてありますので、夜中とかそのものも全部太陽光で電力、エネルギーを貯うことができるのかというのを確認したいのですが。

○事業者 環境管理センターでございます。

御指摘の、どの程度貯えるかという話ですが、現状の計画ではあくまで太陽光は工場の必要電力の一部だけ貯うような工程で考えておりまして、夜間は確かに稼働する箇所が限られますし、使用する電力量自体も下がると思いますが、全部を貯うような計画ではございません。

○尾崎委員 ありがとうございます。

○宗方部会長 選定項目を御担当の方でまだ御発言いただいている、愛知委員はコメントはないとのことでした。保高委員と安立委員は何かございますか。

○保高委員 保高は土壤汚染担当ですが、土壤汚染に関しては、この前のコメント、質問、回答どおり、適切に進めていただければと思います。

以上でございます。

○宗方部会長 ありがとうございます。

安立委員はいらっしゃいましたか。

○安立委員 私からも特に質問はございません。よろしくお願ひします。

○宗方部会長 特に質問はないことですね。

一巡したところですが、ほか既に御発言の方でも、何かまだあればということで。

森川委員、お願ひします。

○森川委員 森川です。

先ほど袖野委員と宗方部会長から質問のありました樹木の話に戻るのですが、確かに伐採のほうだと結構たくさんの本数が書かれていて、それは樹木医が入って、残すものは残すということです。

袖野委員の御質問の中で、緑化率のボリュームみたいなものについては、今の建物の持っている緑地の多さと、率というか、結構緑があったなと思いますが、新しくなった後で、もっと緑化率が増えるのか、そのあたりのところをどのようにお考えなのかなというのをお聞きしたいというのと。

あと、私は現地で見て、木も結構育ち過ぎてしまって、きつくなっているのかなみたいなところもあったように思っているので、樹木医の先生が見て、ちょっと混んでいるところは整理されたりとかあるのかなと思いますが、おしゃれなと言ったらあれですが、結構今、公園とかもかなりいい感じの、結構おしゃれな都会の樹木の感じがあると思いますね。ああいうものになっていくのかなと期待もしているのですが、そのあたりを教えていただければと思います。

○事業者 竹中工務店です。御指摘ありがとうございます。

緑化の具合というか、緑化率につきましては、現状より増える方向で、工場立地法の緑化と、自然保護条例の緑化に基づいて計画を進める予定です。

それから、現状、画面に映っているような、これは本当にざっくりとしたペースになり

ますが、なるべく近隣の東面とか、建物の屋上緑化を含めて、おしゃれなというところに該当するかどうかですが、品のよい形で樹木は植えていきたいと思います。

樹木医の判断もあるのですが、無理に既存の樹木を使うと倒木のおそれもあったりしますので、その辺は慎重に判断をさせていただいて、既存利用をしていきたいと考えております。

○森川委員 そうですね。最近ちょっと倒木の話も聞きますし。ただ、やはり長く大きく育っている木で、先ほどお話があったような、近隣の皆さんのがいいと思っているような景色として残していただきものはぜひ残して、うまくいい空間ができるといいなと思っています。よろしくお願ひします。

○事業者 グローブライドでございます。追加でお話しさせてください。

緑は非常に大事だと思っておりまして、そういう意味では地域に貢献するように、極力東久留米に昔からある、地域にふさわしい木を選定していきたいと思っています。おしゃれかどうか分かりませんが、低木、中木、高い木、それぞれ昔から東久留米にあったような木を選んでいけるように、設計会社にはお願ひしておりますので、何がという話は言えませんが、こういった樹木も植えていければと思っております。

以上でございます。

○宗方部会長 それに絡んで追加で質問ですが、今出ているイメージ図、鳥瞰図ですからこんな感じであればいいなと思いますが、塀、柵の類いはどういうデザインで作るわけですか。今これは一切柵がないような状態で、中に自由に入れてしまうような、オープンな工場のイメージになっていますが、そこに高い柵が建つたら、せっかくいい樹木があっても柵越しになりますよね。

セキュリティと、周りに対する何かしらの便益ということのバランスというのがあると思いますが、この辺、敷地境界の仕切り方みたいな、何かお考えがありましたら教えてください。

○事業者 竹中工務店です。

敷地境界の在り方については、まさに今検討中ですが、やはり高いコンクリートの塀で閉鎖的に囲ってしまうというよりは、セキュリティも確保しながら金属製のフェンスで仕切っていこうかというところを話しております。

その具体的な高さについては、いろいろグローブライドとも議論を重ねている最中ですので、また決めていくことにはなると思いますが、あまりにも低いような、簡単に乗り越

えていくような高さではなくて、割と人の背丈とか、少し高いぐらいを今想定しております。

○宗方部会長 セキュリティの面と、外から見たときにどういう見え方をするのかということ、場合によっては、縁の中に塀を設けるというのはありますよね。あるいは、内側とかに設ける。いろいろやり方があると思いますが、何か最適な解を出していただければと思います。

渡邊委員から一瞬チャットでコメントが出ていましたが、御発言でいただけますか。

○渡邊委員 コメントは、事業者に伝わるのであれば言わなくても構わないですが、先ほど「太陽光で全部賄うわけではない。」という御発言があって、それは分かるのですが、できる限り太陽光発電施設を搭載していただきたいということで、将来的には蓄電池、これも大規模化とコスト低減次第ですが、蓄電池の導入も視野に入れた上での太陽光発電施設の搭載をお考えいただければという意見です。よろしくお願ひします。

○宗方部会長 ありがとうございます。コメントとしてその旨伝わったということで。

では、ほかには何かございますでしょうか。

一通り御担当の方は御発言いただいていますね。

会長もよろしいですか。よろしいですね。

(無し)

○宗方部会長 では、ほかに御発言がもうないようですので、本日の審議は以上といたします。

事業者の皆様、ありがとうございました。

事業者の方は御退室をお願いします。

(事業者退室)

○石井アセスメント担当課長 それでは、事務局より御連絡申し上げます。

本日審議を行いました「(仮称) グローブライドみらいフィールドプロジェクト」についてですが、見解書の縦覧が本日9月22日まで、都民の意見を聴く会の公述人の申し出期間が9月24日までとなっております。

また、10月10日に都民の意見を聴く会が行われる予定となっておりますので、参加される委員の方におきましては、よろしくお願ひいたします。

○宗方部会長 最後に、その他ですが、何かございますでしょうか。

よろしいですか。

(無し)

○宗方部会長 特にないようですので、これをもちまして本日の第二部会を終わります。

皆様、どうもありがとうございました。

傍聴人の方は、退出ボタンを押して退室をしてください。

(傍聴人退室)

(午後4時36分 閉会)